

「今後の課題」の検討の進め方について（案）

1. 合同会合の報告書とりまとめの取扱い

合同会合のとりまとめは、中央環境審議会環境保健部会長及び中央環境審議会会長の同意を得て、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（第一次答申）」として、環境大臣に答申される。

本答申を踏まえ、新たな法律案の平成 27 年通常国会への提出を目指すこととしており、以下のスケジュールを想定している。

<想定スケジュール>

平成 27 (2015) 年 2~3 月頃	法案の閣議決定、国会へ提出
通常国会中	(新法成立)
平成 27 (2015) 年中	締結のために必要な政省令の制定 (→条約締結)
~平成 29 (2017) 年?	条約発効 ¹

2. 継続課題の詳細検討について

合同会合報告書案において「今後の課題」とされている事項等については、新法に基づく政省令等で定めることになるため、これら政省令事項を検討する場を設置して専門的な議論を行い、その結果について合同会合において審議した上で、今後策定する政省令等に反映させることとする（その際、条約締結に必要となる事項の検討を優先する）。

<主な今後の課題>

- ・水銀添加製品関連（製造等禁止の基準値・実施時期等）
- ・環境上適正な暫定的保管関連（暫定的保管に際しての管理指針等）
- ・水銀廃棄物（廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの）関連（水銀廃棄物に関する管理指針等）

¹ 条約暫定事務局である国連環境計画（UNEP）によれば、2016~2017年頃までの条約発効が見込まれている。